

第10 資料

1 廃棄物処理法の変遷

昭和45年に廃棄物処理法が制定されて以降、数度の大改正が行われています。

改正状況については、図表90のとおりです。

図表90 廃棄物処理法の変遷

年度	計画・制度等	廃棄物の区分等	適正処理の確保
昭45		●一般廃棄物と産業廃棄物	
昭51			●再委託の禁止 ●委託基準
平3	●廃棄物処理センター	●特別管理廃棄物	●不法投棄廃棄物に係る撤去命令の発令要件の緩和
平9	●再生利用認定制度 ●電子マニフェスト制度 ●産業廃棄物適正処理推進センター		●不法投棄廃棄物に係る撤去命令の対象者の拡大 ●代執行に係るルール化
平12	●国の基本方針 ●都道府県の廃棄物処理計画 ●廃棄物処理センターの指定要件の緩和		●不法焼却の禁止
平15	●国の廃棄物処理施設整備計画 ●広域的処理認定制度		●報告徴収及び立入検査に係る規定の拡充（廃棄物の疑い物まで） ●事業系一般廃棄物の委託基準 ●欠格要件の厳格施行 ●不法投棄及び不法焼却に係る未遂罪の創設
平16		●指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）	●不法投棄及び不法焼却に係る準備罪の創設
平17	●産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直し		●無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設 ●無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設
平18	●無害化処理認定制度	●石綿含有廃棄物	
平22			●土地所有者等による通報努力義務 ●欠格要件「無限連鎖」の見直し ●廃棄物を輸入できる者の拡大
平27	●基本方針及び都道府県廃棄物処理計画に規定する事項の追加（非常災害）	●水銀含有廃棄物	
平29	●二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度		●有害使用済機器の保管等に関する届出制度

年度	排出事業者	処理業者	処理施設
昭 45	●事業者の責務	●廃棄物処理業	●廃棄物処理施設 ●設置時の届出 ●維持管理基準 ●技術管理者
昭 51			●構造基準 ●最終処分場 ●産業廃棄物処理責任者
平 3	●特別管理産業廃棄物に係るマニフェストの使用義務付け ●多量排出事業者の処理計画の作成指示	●収集運搬業と処分量の区分け	●設置等の許可制度 ●最終処分場届出台帳の調製
平 9	●全ての産業廃棄物に係るマニフェストの使用義務付け ●多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化	●欠格要件の拡充	●申請書等の告示・縦覧、利害関係者への意見聴取等の設置手続きの明確化 ●最終処分場の維持管理積立金制度 ●最終処分場の廃止確認制度
平 12	●マニフェスト制度の強化 ●多量排出事業者の処理計画の策定義務付けと公表	●欠格要件を拡充	●人的要件の追加 ●譲受け等の許可制
平 15			●産業廃棄物処理施設での一般廃棄物の受入れ
平 16			●設置許可申請に係る生活環境影響調査書の添付省略 ●廃棄物が地下にある土地の形質の変更制度
平 17	●マニフェスト制度の強化	●不正手段による許可取得者の取消事由への追加 ●欠格要件該当者の届出義務付け	●最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大
平 18			
平 22	●事業場外保管の事前届出制度 ●建設廃棄物の処理責任の元請業者一元化 ●処理状況に関する確認努力義務の明確化 ●マニフェスト制度の強化 ●多量排出事業者の処理計画に係る義務履行の担保措置	●優良産廃処理業者認定制度 ●収集運搬業の許可制度の合理化	●定期検査の義務付け ●維持管理情報の公開義務付け ●最終処分場の維持管理義務対象者の拡大 ●熱回収施設設置者認定制度
平 27			●非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加
平 29	●電子マニフェストの使用一部義務付け	●処理困難通知の義務付け ●事業の廃止等に伴う措置	●産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化

2 有用物と産業廃棄物の取扱い

図表 91 有用物と産業廃棄物の取扱い



3 排出事業者の報告等一覧

報告書名	対象者	報告期限
産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書	前年度に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者	毎年度6月30日まで
措置内容等報告書	施行規則第8条の29又は第8条の38の表上欄に掲げる事由（所定の期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、情報処理センターから所定の期間内に運搬又は処分の終了報告がない旨の通知を受けたとき等）が発生した事業者	施行規則第8条の29又は第8条の38の表下欄に掲げる期限まで
（特別管理）産業廃棄物処理計画書	前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者	毎年度6月30日まで
（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書	前年度に（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年度6月30日まで
（特別管理）産業廃棄物事業場外保管届出書	排出した事業場外における300㎡以上の場所で建設廃棄物を保管しようとする事業者	保管開始まで
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書	PCB廃棄物を保管する事業者 （高濃度PCB使用製品を所有する事業者）	毎年度6月30日まで
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の保管の場所等の変更届出書	PCB廃棄物の保管場所を変更した事業者 （高濃度PCB使用製品の所在場所を変更した事業者）	変更した日から10日以内
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用製品の廃棄終了届出書	全ての高濃度PCB廃棄物又は低濃度PCB廃棄物を処分した事業者 （全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した事業者）	処分又は廃棄した日から20日以内（処分を他人に委託した場合は、処分委託契約の締結日から20日以内）
PCB特措法に係る承継届出書	相続や合併、分割が行われ、その事業者の地位を承継した事業者	承継があった日から30日以内
広島市が定める報告書	廃石綿等の処理に係る事業者 → P39 参照（廃石綿等処理計画書、廃石綿等処理実施報告書）	
	PCB廃棄物の処理に係る事業者 → P42 参照（広島市指導要綱に基づく届出）	

4 問い合わせ先

問い合わせ事項	問い合わせ先	電話番号
産業廃棄物処理業の許可に関する講習会 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 処理業者の検索について マニフェストの購入について	一般社団法人広島県資源循環協会	082-247-8499
廃棄物処理施設技術管理者に関する講習会	一般財団法人日本環境衛生センター （西日本支局）	092-593-8226
PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（教育研修部）	03-5275-7115
電子マニフェストシステムに関すること	公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（サポートセンター）	0800-800-9023
その他、産業廃棄物に関すること	広島市産業廃棄物指導課（計画係）	082-504-2225
	広島市産業廃棄物指導課（指導係）	082-504-2226
広島県内の産業廃棄物に関する相談窓口	広島県産業廃棄物対策課	082-513-2963
	呉市環境政策課	0823-25-3302
	福山市廃棄物対策課	084-928-1168